

7 文科高第 4 9 4 号

中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和 7 年 7 月 4 日

文部科学大臣 阿部 俊子

(理由)

一般社団法人専門職高等教育質保証機構から、別紙のとおり、学校教育法第 1 1 0 条第 1 項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第 1 1 2 条第 1 号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

## 認証申請書

令和7年 6月27日

文 部 科 学 大 臣 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

代表理事 川 口 昭 彦

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第三項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

申請  
届出  
の概要

事項	記入欄	備考
申請又は届出の区分	認証評価機関の認証	
フリガナ	イッパンジャダンホウジン センモンシヨクコウトウキョウイクシツホシヨウキコウ	
名称	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	
所在地	東京都港区六本木 6-5-17	
申請又は届出の対象	評価の区分	分野別
	評価対象となる学校種	専門職大学
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	芸術文化観光分野
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
	評価の周期	5年
	備考	
		評価の区分
評価対象となる学校種		専門職大学院
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		ビューティビジネス分野
評価の結果の公表の方法		印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
評価の周期		5年
備考		平成24年度認証
		評価の区分
	評価対象となる学校種	専門職大学院
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	教育実践分野
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
	評価の周期	5年
	備考	令和3年度認証
		評価の区分
評価対象となる学校種		専門職大学
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		リハビリテーション分野
評価の結果の公表の方法		印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
評価の周期		5年
備考		令和5年度認証
		評価の区分
	評価対象となる学校種	専門職大学
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ファッションビジネス分野
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
	評価の周期	5年
	備考	令和5年度認証

その他	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職短期大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	動物ケア分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和5年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	経営ビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	情報工学分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	アニメ・マンガ分野		
評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野（短大）		
評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
備考			

## 認証申請書

令和7年 6月27日

文 部 科 学 大 臣 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構  
代表理事 川 口 昭 彦

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第三項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

申請  
届出  
の概要

事項		記入欄	備考
申請又は届出の区分		認証評価機関の認証	
フリガナ		イッパンジャダンホウジン センモンシヨクコウトウキョウイクシツホシヨウキコウ	
名称		一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	
所在地		東京都港区六本木 6-5-17	
申請又は届出の対象	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	食ビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考		
		評価の区分	分野別
評価対象となる学校種		専門職大学院	
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		ビューティビジネス分野	
評価の結果の公表の方法		印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
評価の周期		5年	
備考		平成24年度認証	
		評価の区分	分野別
	評価対象となる学校種	専門職大学院	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	教育実践分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和3年度認証	
		評価の区分	分野別
評価対象となる学校種		専門職大学	
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		リハビリテーション分野	
評価の結果の公表の方法		印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
評価の周期		5年	
備考		令和5年度認証	
		評価の区分	分野別
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ファッションビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和5年度認証	

その他	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職短期大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	動物ケア分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和5年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	経営ビジネス分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	情報工学分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
	評価の区分	分野別	
	評価対象となる学校種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野	
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評価の周期	5年	
	備考	令和6年度認証	
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	アニメ・マンガ分野		
評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
評価の区分	分野別		
評価対象となる学校種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野（短大）		
評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評価の周期	5年		
備考	令和6年度認証		
備考			

## 認証申請書

令和7年 6月27日

文 部 科 学 大 臣 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構  
代表理事 川 口 昭 彦

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第三項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

申請  
届出  
の概要

事項	記入欄	備考
申請又は届出の区分	認証評価機関の認証	
フリガナ	イッパンジャダンホウジン センモンシヨクコウトウキョウイクシツホシヨウキコウ	
名称	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	
所在地	東京都港区六本木6-5-17	
申請又は届出の対象	評価の区分	分野別
	評価対象となる学校種	専門職大学
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	美容健康分野
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
	評価の周期	5年
	備考	
		評価の区分
評価対象となる学校種		専門職大学院
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		ビューティビジネス分野
評価の結果の公表の方法		印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
評価の周期		5年
備考		平成24年度認証
		評価の区分
	評価対象となる学校種	専門職大学院
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	教育実践分野
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
	評価の周期	5年
	備考	令和3年度認証
		評価の区分
評価対象となる学校種		専門職大学
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		リハビリテーション分野
評価の結果の公表の方法		印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
評価の周期		5年
備考		令和5年度認証
		評価の区分
	評価対象となる学校種	専門職大学
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ファッションビジネス分野
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
	評価の周期	5年
	備考	令和5年度認証

その他	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職短期大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	動物ケア分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	令和5年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	経営ビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	令和6年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	情報工学分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	令和6年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	令和6年度認証	
評 価 の 区 分	分野別		
評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	アニメ・マンガ分野		
評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評 価 の 周 期	5年		
備 考	令和6年度認証		
評 価 の 区 分	分野別		
評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野（短大）		
評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評 価 の 周 期	5年		
備 考	令和6年度認証		
備 考			

## 認証申請書

令和7年 6月27日

文 部 科 学 大 臣 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

代表理事 川 口 昭 彦

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第三項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

申請  
届出  
の概要

事項	記入欄	備考
申請又は届出の区分	認証評価機関の認証	
フリガナ	イッパンジャダンホウジン センモンシヨクコウトウキョウイクシツホシヨウキコウ	
名称	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	
所在地	東京都港区六本木 6-5-17	
申請又は届出の対象	評価の区分	分野別
	評価対象となる学校種	専門職短期大学
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	観光分野
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
	評価の周期	5年
	備考	
		評価の区分
評価対象となる学校種		専門職大学院
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		ビューティビジネス分野
評価の結果の公表の方法		印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
評価の周期		5年
備考		平成24年度認証
		評価の区分
	評価対象となる学校種	専門職大学院
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	教育実践分野
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
	評価の周期	5年
	備考	令和3年度認証
		評価の区分
評価対象となる学校種		専門職大学
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		リハビリテーション分野
評価の結果の公表の方法		印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
評価の周期		5年
備考		令和5年度認証
		評価の区分
	評価対象となる学校種	専門職大学
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	ファッションビジネス分野
	評価の結果の公表の方法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載
	評価の周期	5年
	備考	令和5年度認証

その他	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職短期大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	動物ケア分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	令和5年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	経営ビジネス分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	令和6年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	情報工学分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	令和6年度認証	
	評 価 の 区 分	分野別	
	評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学	
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野	
	評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載	
	評 価 の 周 期	5年	
	備 考	令和6年度認証	
評 価 の 区 分	分野別		
評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	アニメ・マンガ分野		
評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評 価 の 周 期	5年		
備 考	令和6年度認証		
評 価 の 区 分	分野別		
評 価 対 象 と な る 学 校 種	専門職短期大学		
評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野	農林環境分野（短大）		
評 価 の 結 果 の 公 表 の 方 法	印刷物の刊行および機構ウェブサイトの掲載		
評 価 の 周 期	5年		
備 考	令和6年度認証		
備 考			

# 役員名簿

## 一般社団法人専門職高等教育質保証機構

(敬称略)

役職	氏名	所属等
代表理事	川口 昭彦	一般社団法人専門職高等教育質保証機構 代表理事 大学改革支援・学位授与機構 名誉教授 東京大学 名誉教授
理事	山中 祥弘	学校法人メイ・ウシヤマ学園 理事長 ハリウッド大学院大学 学長
理事	岡本比呂志	全国専修学校各種学校総連合会 理事 学校法人中央情報学園 理事長
理事	合田 隆史	一般社団法人 文教夢倶楽部 代表理事 前尚綱学院大学学長 元文部科学省生涯学習政策局長
理事	小林 光俊	学校法人敬心学園 理事長 東京保健医療専門職大学 理事長
理事	原 勝則	公益社団法人国民健康保険中央会理事長 元厚生労働省審議官
理事	佐藤 和彦	一般社団法人専門職高等教育質保証機構 キャリア教育研究所 副所長 前東京都立松原高等学校 校長
理事	清田 素弘	日本・東京商工会議所 産業政策第二部 部長
監事	酒井 伸夫	酒井法律事務所 代表
監事	梶間 栄一	梶間公認会計士・税理士事務所 代表

(令和7年6月24日現在)

## 一般社団法人専門職高等教育質保証機構 評価手数料等に関する規程

令和4年6月30日決定

令和6年6月26日改定

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「当機構」という。）が一般社団法人専門職高等教育質保証機構定款第4条に基づいて行う大学等の教育研究活動等に関する第三者評価等に関する手数料等について定める。

### (認証評価に関する手数料)

第2条 認証評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表1の通りとする。ただし、大学等において、次の各号に該当する場合は、手数料の算出基礎としない。

- 一 申請前年度に学生募集を停止している学部若しくは研究科又は学科
- 二 二部（夜間）又は通信教育の課程が同一分野の昼間の学部若しくは研究科又は学科に併設されている場合

2 追評価に係る手数料は、評価の種別に応じて別表2の通りとする。ただし、評価の内容に応じて、300,000円を上限として、これに消費税を加えた金額を上乗せする場合がある。

### (専修学校専門課程第三者評価、日本語教育第三者評価に関する手数料)

第3条 専修学校専門課程第三者評価、ならびに日本語教育第三者評価に係る手数料は、会員区分に応じて別表3の通りとする。

### (非会員の大学等の評価手数料の取り扱い)

第4条 非会員の大学等が評価を受ける際の手数料は、第2条第1項に規定する額に加え、当該大学等が会員になった場合の年間会費の5倍に相当する額を加算した額とする。ただし、初めての評価の場合に限り、当機構の1年分の会費を加算するものとする。

### (意見申立に要する経費)

第5条 意見申立審査において、意見聴取、実地検証その他の措置を講じた場合、これに要した経費を実費で請求するものとする。

### (納入期日)

第6条 手数料等は、指定された期日までに納入しなければならない。

### (返還)

第7条 納入された手数料等は、特段の事由のない限り、返還しない。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会が行う。

**附 則**

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改定は、令和 6 年 6 月 27 日から施行する。

別表 1 : 認証評価に係る手数料 (第 2 条第 1 項関係)

種別		金額
分野別認証評価	専門職大学院	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、 <u>基本費用には一つの研究科の評価を含む</u> ものとする。 一 基本費用 2,625,000 円 二 申請前年度に設置している研究科の数に 200,000 円を乗じた金額
	専門職大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、 <u>基本費用には一つの学部の評価を含む</u> ものとする。 一 基本費用 2,000,000 円 二 申請前年度に設置している学部の数に 200,000 円を乗じた金額
	専門職短期大学	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。ただし、 <u>基本費用には一つの学科の評価を含む</u> ものとする。 一 基本費用 1,800,000 円 二 申請前年度に設置している学科の数に 200,000 円を乗じた金額

別表 2 : 追評価に係る手数料 (第 2 条第 2 項関係)

種別		金額
分野別認証評価	専門職大学院	一つの専門職大学 (短期大学、大学院) あたり 700,000 円に消費税を加えた金額とする。
	専門職大学	
	専門職短期大学	

別表 3 : 専修学校専門課程第三者評価・日本語教育第三者評価に係る手数料 (第 3 条第 1 項関係)

種別	金額
専修学校専門課程第三者評価 日本語教育第三者評価	次の各号に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 会員 : 1,050,000 円 二 非会員 : 1,400,000 円 ただし、分野が複数認識される場合、一分野追加につき、120,000 円 (会員は、90,000 円) を加えた金額とする。